

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、翌日)
の翌日

目 次

- ◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録
林業改善資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十六号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号の項中「又は単線循環式軽架線」を「単線循環式軽架線、

移動式チップパー又は移動式炭化炉」に、
「単線循環式軽架線を設置
あつては、一セットにつき

する場合に
百九十万円」を

「 単線循環式軽架線を設置する場合に
あつては、一セットにつき百九十万円
移動式チップパーを購入する場合にあ
つては、一セットにつき六百万円
移動式炭化炉を購入する場合にあつ
ては、一セットにつき三十五万円
」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河瀬齒科医院	鳥取市西町一丁目一〇三一	昭和五十七年八月七日
五臓巴薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四一三	昭和五十七年八月一日
足立齒科医院	境港市上道町一九八九	"
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"
吉 成 薬 局	鳥取市吉成七七九一四一	"
稲垣齒科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一八四一二	昭和五十七年八月二日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市加茂町二丁目二六	"

鳥取県告示第八百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 登録の記号及び番号 登録の年月日

吉岡 伸一	鳥医第二、八一一号	昭和五十七年七月十九日
本角 弘子	鳥医第二、八二二号	昭和五十七年七月二十六日
岸田 勝	鳥医第二、八一三号	"
森田 優治	鳥医第二、八一四号	"
片山 章	鳥医第二、八一五号	"
花木 啓一	鳥医第二、八一六号	"

鳥取県告示第八百五十八号

昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号（林業改善資金貸付基準の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一の表の第三号の貸付内容の欄の9の次に次のように加える。

- 10 移動式チップパーの設置に必要な費用
- 11 移動式炭化炉の設置に必要な費用